

答申第 6 5 号 (諮問第 6 4 号)

「 (株) の一般廃棄物処分場設置にあたり、計画地内の水路敷きの一部 (26.78 m²) を用途廃止するに際して、群馬県が、 (株) 及び 市との間で交わした全ての手続き書類 (用途廃止に伴う農業用水の代替施設に関する情報も含む) 。」の部分開示決定に対する異議申立てに係る答申書

第1 審査会の結論

実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書の非開示部分のうち、次の部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

別紙の農地法第5条第1項の規定による許可申請書(本件公文書2)に添付されている地図、図面類の「地番」を除いたもの、灌漑用溜池施設計画図(本件公文書3)に添付されている集水面積図「現況」の全て、集水面積図「埋立期間中」の全て、灌漑予定水田、溜池、現況調査水田の位置とその周辺が示された地図の全て、ネットフェンス、門扉詳細図、河川取水詳細図の全て、深井戸配管平面図の「地番」を除いたもの

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

異議申立人(以下「申立人」という。)は、群馬県情報公開条例(以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、群馬県知事(以下「実施機関」という。)に対し、平成16年11月1日付けで、「(株)の一般廃棄物処分場設置にあたり、計画地内の水路敷きの一部(26.78 m²)を用途廃止するに際して、群馬県が、(株)及び市との間で交わした全ての手続き書類(用途廃止に伴う農業用水の代替施設に関する情報も含む)」の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成16年11月15日、本件請求に対応する公文書として、次の公文書を特定した上で、条例第14条第2号、第3号に該当する情報が含まれていることを理由として、部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、申立人に通知した。

「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見書及び続紙」(以下「本件公文書1」という。)

「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」(以下「本件公文書2」という。)

「灌漑用溜池施設計画図」(以下「本件公文書3」という。)

なお、開示しない部分及び当該部分を開示しない個々の理由は、別紙のとおりである。

3 異議申立て

申立人は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成16年12月21日、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会(以下「審査会」という。)に対して、平成17年1月20日、本件異議申立て事案の諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

第3 争点

1 争点1(条例第14条第2号該当性)

「本件公文書2」及び「本件公文書3」添付の地図、図面、転用申請者(以下「申

請者」という。)の住所及び氏名が添付された公図などの資料が、条例第14条第2号に該当するか。

2 争点2(条例第14条第2号ただし書きイまたはロ該当性)

「本件公文書2」及び「本件公文書3」添付の地図、図面、申請者の住所及び氏名が添付された公図などの資料が、条例14条第2号ただし書きイまたはロに該当するか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 争点1(条例第14条第2号該当性)

(1) 申立人の主張

本件情報はため池の機能を確認しようとする申立人らにとって、欠かすことのできない情報であり、ため池の構造や寸法、配置などの基本的で重要な情報は、個人情報とは切り離して、個人情報を含まない最大限の範囲で開示しなければならないところ、個人情報をあまりにも拡大解釈するあまり、本件情報を一部非開示としたことは、農地法などの諸法令や条例を、違法不当に解釈運用されたものであり、処分の取消を求める。

申立人は個人情報を得るのが目的ではなく、個人情報の部分は黒塗りでもよいから、ため池の正確なデータを取得しようとしたものであり、このことは実施機関にも相談済みであり、善処する旨の回答も得ていた。

にもかかわらず実施機関は「特定の個人を識別することができる」とし、しかも「ただし書きイ及びロにおいて、検討した結果、それらにもあたらない」として、申立人が必要とするため池の構造に関するデータ開示を拒否した。これは明らかに条例違反である。

(2) 実施機関の主張

農地法の申請・許可自体が個人対個人を対象としたものであり、その資料を明らかにすることは個人の情報を開示することになる。また、今回の個人対法人の場合、法人部分は開示の対象となるが、個人部分は開示の対象とはならないため。今回一部開示しなかった情報は、条例第14条第2号本文の規定による「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する非開示情報である。

2 争点2(条例第14条第2号ただし書きイまたはロ該当性)

(1) 申立人の主張

申立人は、廃棄物処分場計画予定地の周辺及び下流で農業用水を利用している。この場合、多年河川の流水を田地に灌漑し、水車に利用する等の慣行がある時は、その使用者に流水使用の権利を生ずることは、古くからわが国の慣習上認められてきたところである。また、村の用水堀の如き公共の水路より流出する水は、一私人の所有地を通過して流下する場合といえども、下流において多年慣行としてこれを田地に灌漑する者あるときは、その使用者に流水使用の権利を生ずる。このように申立人らは農業水利を利用する権利がある。

以上のように、本件情報は「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であるから、ただし

書により、開示されるべきものである。

(2) 実施機関の主張

条例第14条第2号ただし書イについては、当該情報は法令等で公にされ又は公にすることが予定されている情報として規定されてはならず、また公にする慣行も存在しない。

条例第14条第2号ただし書ロについては、本件事案は水路廃止に伴う代替措置としてのため池に関するものであり、人の生命、健康等を保護するため、何人も知り得る状態におくことが必要な情報にはあたらない。

第5 審査会の判断

1 争点1 (条例第14条第2号本文該当性)

本件請求については、本件公文書全体が個人対法人の農地法の転用申請に係るものであるため、申請者の特定につながる情報が特定の個人を識別する情報に該当するとみなし、以下のとおり判断した。

本件公文書1において非開示とされた、「申請地の『地積』及び『合計面積』」、本件公文書2中の「申請人のTEL」、「許可を受けようとする土地の表示」、「土地登記簿」、「除外証明書の『土地の表示』」、本件公文書3中の「水利現況調査の『地番』及び『合計面積』」、「灌漑計画対象地及び面積の『地番』、『面積』、『耕作者』」、「溜池の計画の『所在地』」であるが、これらは申請者の特定につながる情報であるため、条例第14条第2号本文にいう「個人に関する情報」である。

本件公文書2中の「申請地の『譲渡人』名」、「印影」、「譲渡人の『住民票』」、「除外証明書の申請人の『住所』、『氏名』」については、特定の個人を識別する情報であるため、条例第14条第2号本文にいう「個人に関する情報」であることは明らかである。

本件公文書2中の「契約の内容」、「譲渡人の『転用事由の詳細』」、「取締役会議事録の『印影』」は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、条例第14条第2号本文に該当する。

次に、本件公文書2及び3に添付された地図、図面、公図などの資料が条例第14条第2号本文に該当するかどうかについて検討する。

ため池の機能が分かる情報を求める申立人に対して、実施機関は、ため池の形状と土地の形状が完全に一致しており、平面図、計画図等で表示されるため池の形状を明らかにすることで、誰の所有地であったかが一目瞭然に分かることから個人を識別する情報であると主張する。しかし、平面図、計画図等を開示したことによってため池の形状が分かったとしても、併せて地番や名前などを開示するのではないとすれば、なるほど土地の所有者を推定することはできるかもしれないが、直ちに特定の個人を識別する情報であるとまでは認められない。

また、実施機関はため池の形状が所有者の土地と違う形状であれば開示情報であると述べており、このことから、ため池の形状が特定の個人を識別する情報であるという実施機関の主張を採用することはできず、ため池の形状が示された図面等については、開示するのが相当である。

しかし、地図、図面などの資料中の「地番」、「合計面積」、「面積」については、土地登記簿等を閲覧することにより、申請者の特定につながる情報であるため、条例第14条第2号本文に該当し、非開示が相当である。

なお、公図については、ため池部分の土地が色塗りされ、「貯水池」という記載がされており、たとえ「地番」、「地積」、「所有者の住所氏名」を非開示にした場合であっても、申請者の特定につながる情報であるため、非開示が相当である。

本件公文書3中の「ネットフェンス、門扉詳細図」、「河川取水詳細図」は、申請者の特定につながる情報ではないため、条例第14条第2号本文には該当せず、開示するのが相当である。

2 争点2（条例第14条第2号ただし書イまたはロ該当性）

本件公文書は、農地転用の申請・許可に関するものであり、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

なお、「土地登記簿」は、それ自体は法令等の規定により公にされている情報ではあるが、本件請求における土地登記簿は、農地法の転用申請に添付された資料であり、申請者の特定につながる情報であるため、条例第14条第2号本文にいう「個人に関する情報」に該当する。

また、申立人は水利権があるため条例第14条第2号ただし書ロに該当すると主張するが、本件処分では、すでに実施機関はため池の貯水量、受益面積等の機能の詳細は開示していることから、争点1で非開示とした「個人に関する情報」に比べ、水利権の保護の必要性が上回るとは認められない。よって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報には該当しない。

3 その他

本件公文書1中の「不許可相当の理由」、本件公文書2中の「資金調達についての計画」、「定款の『引受株数』、『印影』」、「決算報告書」、「残高証明書」については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第14条第3号ただし書イに該当し、非開示が相当である。

以上のことから、申立人が開示を求めている情報の一部は非開示情報には該当しないので、これを開示するのが相当であり、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成17年 1月20日	諮問
平成17年 2月21日	実施機関からの理由説明書を受領
平成17年 3月16日	異議申立人からの意見書を受領
平成17年 6月17日 (第112回審査会)	審議(本件事案の概要説明)
平成17年 7月25日 (第113回審査会)	審議(異議申立人、実施機関の口頭意見陳述)
平成17年 8月23日 (第114回審査会)	審議
平成17年10月17日	答申

別紙 実施機関の部分開示決定の非開示部分と非開示理由

公文書	開示をしない部分	開示をしない理由
農地法第5条の規定による許可申請に係る意見書及び続紙 【本件公文書1】	申請地の「地積」及び「合計面積」	【条例第14条第2号該当】「個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に該当するため
	不許可相当の理由	【条例第14条第3号該当】「法人に関する情報であって、公にすることにより、該当法人の正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当するため
農地法第5条第1項の規定による許可申請書 【本件公文書2】	申請地の「譲渡人」名、「印影」、「契約の内容」、「許可を受けようとする土地の表示」	【条例第14条第2号該当】「個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に該当するため
	譲渡人の「転用事由の詳細」、「資金調達についての計画」	【条例第14条第3号該当】「法人に関する情報であって、公にすることにより、該当法人の正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当するため
	譲渡人の「住民票」	【条例第14条第2号該当】「個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に該当するため
	定款の「引受株数」、「印影」及び決算報告書	【条例第14条第3号該当】「法人に関する情報であって、公にすることにより、該当法人の正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当するため
	取締役会議事録の「印影」	【条例第14条第2号該当】「個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に該当するため
	土地登記簿	【条例第14条第3号該当】「法人に関する情報であって、公にすることにより、該当法人の正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当するため
	資金計画にかかわる「残高証明書」	【条例第14条第3号該当】「法人に関する情報であって、公にすることにより、該当法人の正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当するため
	除外証明書の「土地の表示」、申請人の「住所」及び「氏名」 添付された公図、地図、図面のうち、場所等が特定できるもの。	【条例第14条第2号該当】「個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に該当するため
灌漑用溜池施設計画図 【本件公文書3】	水利現況調査の「地番」及び「合計面積」	【条例第14条第2号該当】「個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に該当するため ため池と覆土置場の位置だけを非開示にしても、その位置が判明するため、既に公にされている処分場所在地以外の部分は非開示とする。
	灌漑計画対象地及び面積の「地番」、「面積」及び「耕作者」	
	溜池の計画の「所在地」	
	集水面積図「現況」の溜池の位置とその周辺	
	集水面積図「埋立期間中」の溜池と覆土置場の位置とその周辺	
	灌漑予定水田及び溜池・現況調査水田の位置とその周辺	
	添付された公図、地図、図面のうち、場所等が特定できるもの。	

